

# 市役所の主な窓口

窓口では、午前8時30分～午後5時15分まで手続ができます。それ以外の時間帯や休日の場合は21ページを参照してください。

## 戸籍・住民票など

### ■戸籍

【取扱い窓口・問合せ先 [4・7・21ページ参照](#)】

◇本庁舎：市民課 窓口係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇三川・富里連絡所

戸籍に変更があった場合の届出については、本庁舎又は行政局、上記連絡所の窓口までお願いします。

種類	届出期間	届出人	必要なもの
出生届	出生の日を含めて14日以内	次の順位で ①父か母 ②同居者 ③出産に立ち会った医師、助産師など	◇届出人の印鑑 ◇出生届書（出生証明書） ◇母子健康手帳 ◇児童手当の受給申請については30ページ、子ども医療費助成制度については36ページをご参照ください。
死亡届	死亡を知った日から7日以内	次の順位で ①死亡者の親族 ②同居者 ③家主・地主など	◇届出人の印鑑 ◇死亡届書（死亡診断書） この他にも、次の手続が必要です。 ・埋火葬許可申請の手続 ・印鑑登録証の返却（登録者のみ） ・国民健康保険証の返却（加入者のみ） ・医療受給者証の返却（該当者のみ） ・介護保険証の返却（該当者のみ） ・未支給年金請求の手続（該当者のみ）
婚姻届	届出日から婚姻が成立します。	夫と妻	◇届出人の印鑑（夫・妻とも） ◇婚姻届書（成年の証人2人の署名押印が必要） ◇本人確認書類 ◇戸籍謄本（田辺市に本籍がないとき） ◇父母の同意書（未成年の場合） ◇他市町村から同日付けで転入される場合は、前住所地発行の転出証明書 ◇国民健康保険証（加入者のみ） ◇マイナンバーカード（該当者で記載事項に変更が生じる場合のみ）
離婚届	①協議離婚の場合…届書受理により離婚成立 ②調停離婚の場合…調停成立から10日以内 ③審判・裁判離婚の場合…確定日から10日以内	①夫と妻 ②、③調停・審判・裁判離婚の場合は、申立人	◇届出人の印鑑 ◇離婚届書（①の場合は成年の証人2人の署名押印が必要） ◇本人確認書類 ◇戸籍謄本（田辺市に本籍がないとき） ②調停証書の謄本 ③審判・判決の謄本と確定証明書 ◇国民健康保険証（加入者のみ） ◇マイナンバーカード（該当者で記載事項に変更が生じる場合のみ）
転籍届	届出日から本籍が変更します。	戸籍の筆頭者とその配偶者	◇届出人の印鑑（筆頭者と配偶者別々のもの） ◇転籍届書 ◇戸籍謄本（田辺市内の本籍変更の場合は不要）

※婚姻届、認知届、協議離婚届、養子縁組届、協議離縁届をされる場合は、届出人の本人確認ができる官公署発行の顔写真付証明書（マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート等）の提示をお願いします。

※届出人の印鑑…届書の「届出人」欄に押印している印鑑です。なお、届出人の自署があれば印鑑は不要です。

※届出期間の最終日が休日の場合は、次の開庁日までとなります。

### ■住民登録

【取扱い窓口・問合せ先 [4・7・21ページ参照](#)】

◇本庁舎：市民課 窓口係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇三川・富里連絡所（外国人を除く。）

住所に異動や変更があった場合の届出については、本庁舎又は行政局、上記連絡所の担当窓口までお願いします。

種類	届出期間	必要なもの
転入届（市外から田辺市へ転入したとき）	転入した日から14日以内	◇印鑑 ◇転出証明書（前住所地市町村が発行） ◇本人確認書類 ◇住民基本台帳カード（該当者のみ） ◇介護保険受給資格証明書（該当者のみ） ◇在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれか（外国人の場合） ◇マイナンバーカード（該当者のみ） ※小・中学生のいる世帯は32ページをご参照ください。 ※児童手当受給者の方は30ページをご参照ください。
転出届（田辺市から市外へ転出するとき）	転出予定日のおおむね14日前から	◇印鑑 ◇本人確認書類 ◇印鑑登録証（登録者のみ） ◇国民健康保険証（加入者のみ） ◇医療受給者証（該当者のみ） ◇介護保険証（該当者のみ） ◇住民基本台帳カード又はマイナンバーカード（該当者のみ） ※小・中学生のいる世帯は32ページをご参照ください。 ※児童手当受給者の方は30ページをご参照ください。
転居届（市内で住所変更をしたとき）、世帯変更届（世帯主を変更したり、世帯を分離・合併したとき）	転居した日から14日以内 変更した日から14日以内	◇印鑑 ◇本人確認書類 ◇国民健康保険証（加入者のみ） ◇医療受給者証（該当者のみ） ◇介護保険証（該当者のみ） ◇在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれか（外国人の場合） ◇住民基本台帳カード（該当者のみ） ◇マイナンバーカード（該当者のみ） ※小・中学生のいる世帯は32ページをご参照ください。
国外からの転入	転入した日から14日以内	◇パスポート ◇在留カード又は特別永住者証明書（外国人の場合） ◇世帯主が外国人である場合は続柄を証する公的文書と翻訳文

※印鑑…窓口へ届出に来られた方の印鑑です。なお、届出人の自署があれば印鑑は不要です。

※転入・転出届、転居届等を本人、同一世帯員以外の方が代理人として届ける場合は、委任状が必要です。

※届出人の本人確認ができる証明書等（マイナンバーカード、運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、パスポート等）が必要です。

※届出期間の最終日が休日の場合は、次の開庁日までとなります。

### ■印鑑登録

【取扱い窓口・問合せ先 [4・7・21ページ参照](#)】

◇本庁舎：市民課 窓口係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇全連絡所

お手持ちの印鑑を公に立証するための登録です。田辺市に住民登録をしている満15歳以上の方は、1人につき1個、印鑑を登録することができます。登録後、印鑑登録証（カード）を発行します。手数料は200円です。印鑑登録には日数がかかることがありますので、必要な方はお早めに手続をしてください。

種類	必要なもの
本人が登録するとき ①官公署発行の証明書による方法	◇登録する印鑑 ◇顔写真の付いた官公署発行の証明書（マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、在留カードなど）
本人が登録するとき ②保証人による方法	◇登録する印鑑 ◇田辺市で印鑑登録をしている方によって登録申請者が本人に相違ないことを保証した保証書（保証書には、保証する方にお越しいただき、その方の登録印の押印・印鑑登録証の提示並びに保証書への必要事項の記入が必要です。） ◇登録する方の本人確認ができるもの（健康保険の被保険者証、社員証など）
本人が登録するとき ③文書照会による方法	◇登録する印鑑 受付後、本人宛てに照会書を郵送しますので、本人が署名・押印して、本人又は代理人が窓口までお持ちいただき、登録することになります。その際には、本人及び代理人が確認できるもの（健康保険の被保険者証、社員証など）をお持ちください。
代理人が登録するとき (本人が病気などで、やむを得ないときに限ります。)	◇登録する印鑑 ◇本人自筆の委任状 ◇代理人の印鑑 登録する本人宛てに照会書を郵送しますので、本人が署名・押印して、代理人が窓口までお持ちいただき、登録することになります。その際には、本人及び代理人が確認できるもの（健康保険の被保険者証、社員証など）をお持ちください。
登録できない印鑑	◇住民票に記載されている氏名（併記名）又は通称の全部又は一部を表していないもの ◇印面の大きさが一辺25mmの正方形に収まらないもの又は8mm以下の正方形に収まるもの ◇ゴム印など印面が変形しやすいもの ◇他の人が既に登録しているもの ◇印影の照合が困難と認められているもの ◇職業、屋号その他の事項を含むもの

## ■各種証明書の申請と手数料

【取扱い窓口・問合せ先 [4・7・21 ページ参照](#)】

◇本庁舎：市民課 窓口係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

◇全連絡所

戸籍の全部事項（戸籍謄本）・個人事項（戸籍抄本）証明、住民票の写しなどが必要なときは、本庁舎、行政局、全連絡所で交付を受けることができます。代理人が請求するときは、本人からの委任状などが必要です。郵便での請求もできます。詳しくは窓口までお問い合わせください。

種類	手数料	必要なもの
戸籍の全部事項・個人事項・一部事項証明、戸籍謄・抄本	450円	
除籍の全部事項・個人事項・一部事項証明、除籍謄・抄本	750円	◇印鑑 ◇本人確認書類 ※直系又は同一戸籍以外の方からの申請は委任状
戸籍の附票の写し・戸籍の附票の除票の写し	200円	
住民票の写し・住民票の除票の写し・記載事項証明書	200円	◇印鑑 ◇本人確認書類 ※本人・同一世帯以外の方からの申請は委任状
身分証明書	200円	◇印鑑 ◇本人確認書類 ※本人以外の方からの申請は委任状
印鑑登録証明書	200円	印鑑登録証

※印鑑は申請者の自署があれば不要です。

※毎週木曜日は、本庁舎市民課の窓口を午後7時まで時間延長し、上記の証明書の発行業務を取り扱っています。

※住民票・戸籍等の請求には、本人確認が必要ですので、マイナンバーカード、運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、パスポート等をお持ちください。

※「田辺市事前登録による本人通知制度」に基づき、事前登録している人の住民票の写し・戸籍謄抄本等を、代理人又は第三者に交付した場合は、事前登録した本人に対して交付の事実を通知します。

### ◇コンビニ交付サービス（平成31年3月開始）

全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機（マルチコピー機）で、「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」が取得できます。サービスの利用には、マイナンバーカードとマイナンバーカードにあらかじめ搭載されている、利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号が必要です。

種類	手数料	必要なもの
住民票の写し	200円	◇マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているものに限ります。）
印鑑登録証明書	200円	◇暗証番号

※利用可能時間：午前6時30分～午後11時（12月29日～1月3日及びサーバーメンテナンス時はご利用いただけません。）

## ■マイナンバーカード

【取扱い窓口・問合せ先 [4・7 ページ参照](#)】

◇本庁舎：市民課 窓口係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

マイナンバーカードは、本人確認書類としての利用、コンビニエンスストアで住民票の写し及び印鑑登録証明書の発行、パソコンからの確定申告（e-tax）ができます。

### ■マイナンバーカードの申請

- 市役所又は行政局の窓口で申請（本人確認できるものが必要となります。）
- 個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼り付けて専用封筒にて郵送
- パソコン又はスマートフォンにて、専用webからマイナンバー申請

### ■マイナンバーカードの交付

- 申請いただいたから受け取りの案内発送までに約1か月程かかります。
- 市役所から申請者に受取依頼のはがきを送付します。（申請時に本人確認できた方はマイナンバーカードを送付します。）
- はがきが届けば、本人確認書類を持参し市民課又は行政局で受け取っていただきます。
- 初回の申請手数料は無料です。
- マイナンバーカードの有効期限は10回目の誕生日までとなります。（在留外国人の方は在留期間満了までです。）
- 未成年者のカードの有効期限は5回目の誕生日までとなります。
- 電子証明書の有効期限は5回目の誕生日までです。
- マイナンバーカードの更新手数料は無料です。ただし、紛失等の場合は有料での再発行となります。

## 税金（国民健康保険税を除く）

### ■市税一覧

【取扱い窓口・問合せ先 [4・7 ページ参照](#)】

◇本庁舎：税務課 庶務係・市民税係・資産税係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

田辺市で取り扱っている市税の種類と納税義務者及び申告・届出の方法は、次の一覧表のとおりです。申告・届出は、本庁舎及び行政局で取り扱っています。（下記以外にも、市たばこ税、入湯税等があります。）

税目	納税義務者	申告・届出
個人市県民税	1月1日現在、田辺市内に住んでいて、前年中に所得があった方	前年中の収入の状況について、3月15日（15日が土又は日曜の場合は翌月）までに申告してください。ただし、給与収入のみで年末調整が済んでいる方、所得税の確定申告をした方は、申告の必要はありません。
法人市民税	田辺市内に事業所、事務所等を持つ法人等	事業年度の終了から2か月以内に確定申告をしてください。
固定資産税	1月1日現在、田辺市内に土地・家屋・賃貸資産を所有している方	◇償却資産（事業用資産）をお持ちの方は、1月31日までに申告してください。 ◇次の異動（予定）がある場合は、届け出てください。 ①住所を変更した場合（田辺市に住民登録があり、市内転居の場合は不要。） ②家屋の新增築や取壊しを行った場合又は新增築や取壊しの予定がある場合 ③登記簿に未登載の家屋について、所有者の変更（売買・相続など）があった場合 ④納税義務者が死亡したが、相続登記が未済の場合 ⑤共有代表者を変更したい場合
都市計画税	1月1日現在、田辺市の都市計画区域内に土地・家屋を所有している方	1月1日現在、田辺市の都市計画区域内に土地・家屋を所有している方は、固定資産税と併せて賦課徴収されます。
軽自動車税（種別割）	4月1日現在、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車等）を所有している方	軽自動車等を購入・譲り受ける場合や廃車・譲渡する場合、住所や届出事項に変更がある場合などは、次の所へ届出が必要です。 ①125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車等は、税務課庶務係又は行政局まで。なお、連絡所でも取扱いをしている所があります。 ②軽自動車は、軽自動車検査協会和歌山事務所（050-3816-1846）、二輪の小型自動車等は、近畿運輸局和歌山運輸支局（050-5540-2065）まで。

### ■市税の納期限

【取扱い窓口・問合せ先 [4・7 ページ参照](#)】

◇本庁舎：納稅推進室 ◇行政局：住民福祉課 住民係

それぞれの税金の納期限は下記のとおりです。納期限までに納税してください。（休日の場合、その翌日となります。）

税目	全期	第1期	第2期	第3期	第4期
個人市県民税	普通徴収	——	6月末日	8月末日	10月末日
	特別徴収			翌月の10日	
固定資産税・都市計画税	——	4月末日	7月末日	12月25日	翌年2月末日
軽自動車税（種別割）	5月末日			——	
入湯税				翌月の15日	

### ■市税の納税方法

【取扱い窓口・問合せ先 [4・7 ページ参照](#)】

◇本庁舎：納稅推進室 ◇行政局：住民福祉課 住民係

市税の納税方法には、次のとおり、納付書による納税と口座振替による納税があります。納税は、口座振替が便利です。

種類	内容
納付書による納税	納付書に記載されている金融機関、本庁舎納稅推進室、行政局住民福祉課の窓口で直接納めてください。なお、個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）については、コンビニ店舗やスマートフォン（PayB、LINE Pay、PayPay等）での納付が可能です。

種類	内容
口座振替による納税	個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）を、納税者の指定する預貯金口座から自動振替することができます。 ※申込みは、次の金融機関又は市役所及び行政局の窓口で手続できます。

**■取扱い金融機関**  
紀陽銀行、紀南農業協同組合、きのくに信用金庫、三菱 UFJ 銀行、第三銀行、百五銀行（口座振替はできません。）、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会（ただし、和歌山県内に限る。）、紀州農業協同組合、みくまの農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）（ただし、納付書による納税は近畿 2 府 4 県に限る。）  
※金融機関の名称は、統廃合等により変更される場合があります。  
※口座振替は、口座振替依頼書で手続します。

**■市役所及び行政局窓口**  
※口座振替は、キャッシュカードで手続します。ただし、なぎさ信用漁業協同組合連合会は除きます。また、生体認証カード、IC チップのみのカード、代理人カード等ではお取り扱いできません。

## ■市税の証明と手数料

【取扱い窓口・問合せ先 [4・7・21 ページ参照](#)】

◇本庁舎：税務課 廉務係・市民税係・資産税係・納税推進室 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇全連絡所

市では、次のとおり税に関する証明書の発行等を行っています。取扱い窓口に申請書がありますので、必要事項を記入して申請してください。

税務関係の証明等を窓口で請求する場合は、窓口へ来られる方（請求される方）の本人確認が必要となりますので、マイナンバーカード・運転免許証等本人確認ができるものをお持ちください。また、代理の場合は、委任状が必要となります。

種類	手数料（1件）	本庁窓口の係
市県民税	課税・所得証明、非課税証明、営業証明	200 円 市民税係
納税証明	市税完納証明、市税全部、個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）継続検査用、国民健康保険税	200 円 納税推進室
	軽自動車税（種別割）継続検査用、納税額確認書	無料
固定資産税	固定資産課税台帳登録事項証明、公課証明、無資産証明、課税明細書（証明ではありません。）※住宅用家屋証明	200 円 資産税係
	※り災証明	100 円
閲覧	名寄帳 ※固定資産課税台帳、土地台帳、家屋台帳及び地番図・字図・分筆図面等	200 円
縦覧	※土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿（縦覧期間のみで、土地・家屋それぞれの納税者に限ります。）	無料

※連絡所では、表内の※についての取扱いをしていませんのでご留意ください。また、行政局管内の字図等の閲覧については、それぞれの行政局の取扱い窓口に申請していただくことになりますが、閲覧に供されるものが行政局により異なる場合がありますので、事前に確認をお願いします。

※手数料の1件の単位については、窓口でお問い合わせいただくか、田辺市のホームページ (<http://www.city.tanabe.lg.jp/>) でご確認ください。

※毎週木は、午後 7 時まで市役所本庁の窓口業務の一部を時間延長しています。（[年末年始を除く。](#)）取り扱う業務は、上表の証明書の発行、閲覧及び縦覧、原動機付自転車・小型特殊自動車等の新規登録・名義変更・廃車申請の受付、市税の納付及び納付相談です。

## 国民年金

### ■こんなときは届出を

【取扱い窓口・問合せ先 [4・7・21 ページ参照](#)】

◇本庁舎：市民課 廉務年金係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇近野・三川・富里連絡所

日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満の方は、国民年金などの公的年金に必ず加入しなければなりません。また、次のような場合は、速やかに届け出してください。

手続の種類	届出が必要なとき	必要なもの等
国民年金資格取得	会社（厚生年金）や官公庁（共済組合）をやめたとき	①マイナンバーカード又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類、②退職年月日が分かる書類
	会社員や公務員等である配偶者の扶養（健康保険）からはずれたとき	①マイナンバーカード又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類、②扶養からはずれた日が分かる書類
	外国から転入したとき ※短期在留外国人も手続が必要です。	①マイナンバーカード又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類、②外国人は旅券（パスポート）
	外国へ転出する日本国籍の方で国民年金に継続加入を希望するとき 【任意加入】	①マイナンバーカード又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類 ※口座振替を希望される方は、「金融機関届出印」と「口座振替納付申出書（各窓口にあります。）」が必要です。
	60 歳以上の方で、年金受給するための納付期間が足りないとき又は老齢基礎年金の満額受給に近づけたいとき 【任意加入】	①印鑑（金融機関届出印）、②マイナンバーカード又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類、③口座振替納付申出書（各窓口にあります。）
国民年金資格喪失	国民年金加入中の方が外国に転出するとき	①マイナンバーカード又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類
	国民年金加入中の方が死亡したとき	◎遺族の方が「死亡一時金」（ <a href="#">17～18 ページ参照</a> ）を請求できる場合がありますので、窓口までお問い合わせください。
	※会社等に就職し厚生年金保険等に加入する場合は、勤務先で手続してください。	
国民年金保険料免除・納付猶予	国民年金保険料を納めることが経済的に難しいとき 【保険料免除・納付猶予】	①マイナンバーカード又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類、②失業により免除を希望される方は、失業した事実が確認できる書類（雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等）
	国民年金加入中の学生で納付猶予を希望されるとき 【学生納付特例】	①マイナンバーカード又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類、②学生証の写し又は在学証明書
	国民年金加入中の方で出産による免除を希望されるとき 【産前産後期間の免除】	①マイナンバーカード又は年金手帳、②母子健康手帳等出産予定日／出産日が分かる書類 ※出産予定日の 6 ヶ月前から申請できます。
	国民年金加入中の方で被災された方が免除を希望されるとき 【災害等による特例免除】	①マイナンバーカード又は年金手帳、②り災証明書（自然災害は税務課又は各住民福祉課、火災は各消防署）、③被災状況届（各窓口にあります。）
その他	国民年金を納めている方で年金額を増やしたいとき 【付加年金】	①マイナンバーカード又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類 ※付加保険料（月額 400 円）を納めると老齢基礎年金に加算されます。（保険料納付の免除・猶予者、国民年金基金加入者は申込みできません。）
	年金手帳を無くしたとき	マイナンバーカード又は基礎年金番号が分かる書類
	各種年金を請求するとき	◎請求する年金（ <a href="#">17～18 ページ参照</a> ）によって支給要件や必要書類が違いますので、窓口までお問い合わせください。
	国民年金等の受給者が死亡したとき	◎未支給年金等の請求（ <a href="#">17～18 ページ参照</a> ）又は「年金受給権者死亡届（報告書）」の提出が必要です。必要な書類については、窓口までお問合せください。

※国民年金に関する各種手続については、マイナンバーカード又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類に加え、旅券、運転免許証、健康保険証など本人確認書類をお持ちください。

## ■国民年金への加入と保険料の納め方

【取扱い窓口・問合せ先 4・7・21 ページ参照】

◇本庁舎：市民課 庶務年金係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇近野・三川・富里連絡所

### ■加入方法など

被保険者の区分	年齢	加入者	加入の手続	保険料の納め方
第1号	20～59歳	自営業、農林水産業、学生、無職の人など（第2号、第3号以外の人）	加入者自身が市役所又は年金事務所で行います。	加入者自身が納めます。日本年金機構から送られてくる納付書又は口座振替等により納付してください。
第2号	就職時～69歳	サラリーマンなど、厚生年金や共済組合に加入している方	加入者の勤務先の事業所が行います。	勤務先の厚生年金や共済組合などの年金制度から納付されます。
第3号	20～59歳	第2号被保険者に扶養されている配偶者（サラリーマンの妻等）	扶養者の勤務先の事業所が行います。	扶養している人（第2号被保険者）の加入年金制度から納付されます。
任意加入	20～64歳	外国に住んでいる日本人	加入者自身が市役所又は年金事務所で行います。	加入者自身が納めます。口座振替により納付してください。
	60～64歳	年金額を満額に近づけたい人や受給資格期間に満たない方		
	65～69歳	昭和40年4月1日以前に生まれた方で、受給資格期間に満たない方		

### ■国民年金保険料の納め方

(1) 国民年金保険料は、納付書による現金納付のほか、口座振替やクレジットカードでも納付できます。口座振替等を希望される方は、納付申出書（市役所にもあります。）を金融機関又は年金事務所に提出してください。（通帳、金融機関届出印、クレジットカードが必要です。）

(2) 国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、6か月分、1年分、2年分をまとめて納付すると割引（前納割引制度）があります。割引金額については納付書をご確認ください。なお、口座振替やクレジットカード納付でも割引制度があり、現金納付より割引額が多い場合がありますが、申込期限がありますので、ご注意ください。

※国民年金保険料の収納は日本年金機構が行っています。保険料の納付方法や納付状況の照会、控除証明書の再発行など納付に関することは年金事務所にお問合せください。

## ■市役所で手続できる年金等の種類と受給要件

【取扱い窓口・問合せ先 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：市民課 庶務年金係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

手続できる年金等と受給要件は次のとおりです。受給資格があっても本人から請求がなければ支給されませんので、忘れずに手続してください。なお、請求に必要な書類は、窓口までお問い合わせください。

種類	受給要件
老齢基礎年金	原則10年以上保険料を納めた方（免除された期間も含みます。）が65歳になったときに支給 ※希望される方は、60歳から繰上げて請求（減額されます。）したり、66歳から70歳まで繰下げて請求（増額されます。）できます。
障害基礎年金	20歳前や、国民年金加入中又は受給前（一定の保険料納付又は免除期間が必要です。）に不慮の事故や病気・けがで障害等級1～2級の状態になった方に支給
遺族基礎年金	一定の保険料納付又は免除期間がある方が死亡したとき、18歳に達する日の属する年度末までの間の子（重度の障害がある場合は20歳未満）がいる配偶者又は子に支給
寡婦年金	第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除された期間も含みます。）が10年以上ある夫が老齢基礎年金を受けないで死亡したとき、10年以上の婚姻期間があり、生計を同じくしていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給
死亡一時金	第1号被保険者として3年以上保険料を納めていた方が、年金を受けないまま死亡した場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順番で先の方）に支給

種類	受給要件
未支給年金	年金を受けていた方が亡くなったときに、まだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金を、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順番で先の方）に支給 ※年金の種類によっては市役所で手続できない場合があります。
老齢福祉年金	①明治44年4月1日以前に生まれた方又は②明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれた方で国民年金保険料を一定期間納めたことのある方で、拠出年金の受給権がない方に支給（一定の所得制限等があります。）
特別障害給付金	障害等級1～2級の状態の方で、①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生期間又は②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であった期間に、障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日がある方に支給（一定の所得制限等があります。）
年金生活者支援給付金	老齢基礎年金（65歳以上で非課税世帯の方）、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給権者で、一定の所得基準以下の方に支給 (1) 老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金については、年金事務所でご確認ください。 (2) 退職共済年金・障害共済年金・遺族共済年金については、加入の共済組合でご確認ください。

## 国民健康保険

### ■こんなときは届出を

【取扱い窓口・問合せ先 4・7・21 ページ参照】

◇本庁舎：保険課 庶務係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇近野・三川・富里連絡所

### ■国民健康保険への加入

健康に自信を持って生活していても、いつどこで病気やけがをするか分かりません。国民健康保険（以下国保）は、私たちが病気やけがをしたときに安心して医療を受けられることを目的とした制度です。国保には、職場の健康保険に入っている方や後期高齢者医療制度（37ページ参照）に加入している方、生活保護を受けている方以外は必ず加入しなければなりません。

### ■こんなときは14日以内に届出を

◇住民票などの異動に伴う場合→本庁舎市民課、各行政局、近野・三川・富里連絡所で住民票などの届出の際に併せて国保の手続も行います。【表1】

◇住民票などの異動に伴わない場合→本庁舎保険課、各行政局、近野・三川・富里連絡所で手続を行います。【表2】

### ■マイナンバー記載について

平成28年1月1日から、保険課窓口では申請書等に個人番号を記載いただきます。また、その際には本人確認書類が必要となりますので、マイナンバーカード又はその他顔写真入りの本人確認書類をご持参ください。

【表1】住民票などの異動に伴うもの（11・12ページ参照）

区分	届出が必要な場合	届出に必要なもの
国保加入	田辺市に転入してきたとき	他市区町村からの転出証明書、印鑑
	子供が生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
国保脱退	田辺市外へ転出するとき	保険証、印鑑
	死亡したとき	
その他	住所・世帯主・続柄・氏名・世帯などが変わったとき	

【表2】住民票などの異動に伴わない場合

区分	届出が必要な場合	届出に必要なもの
国保加入	職場の健康保険をやめたとき	健康保険の資格喪失証明書、印鑑、マイナンバーカード又はその他本人確認書類
	健康保険の扶養家族でなくなったとき	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑、マイナンバーカード又はその他本人確認書類
国保脱退	職場の健康保険に入ったとき	国保及び健康保険の保険証、印鑑、マイナンバーカード又はその他本人確認書類
	健康保険の扶養家族になったとき	
	生活保護を受けることとなったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑、マイナンバーカード又はその他本人確認書類
その他	就学のため学生が他市町村に居住するとき	保険証、在学証明書又はそれに代わるもの、印鑑、マイナンバーカード又はその他本人確認書類
	保険証を紛失したとき	印鑑、マイナンバーカード又はその他本人確認書類

※上表内の「印鑑」は、窓口へ届出に来る方の印鑑ですが、届出人が本人の場合は必要ありません。

※新規加入の場合は運転免許証など本人と確認できるものをお持ちください。

## ■国民健康保険税

【取扱い窓口・問合せ先 [4・7ページ参照](#)】

◇本庁舎：保険課 保険税係・収納係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

国民健康保険税の税額や納付等については、次のとおりです。

区分	内容
納める方	世帯主が納税義務者となります。（世帯主が国保以外の健康保険に加入していても、世帯内に国保の被保険者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。）そのため、納税通知書は世帯主宛てに送付します。
世帯の年間保険税	次の計算方法により世帯単位で計算された医療保険分・後期高齢者支援金等・介護保険分（計算方法は同じですが、それぞれ税率が違います。）の合計額が年間保険税額となります。ただし、介護保険分は国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の方が対象となります。 ◇所得割額（当該年度の前年中所得に応じて計算） ◇資産割額（当該年度の固定資産税額に応じて計算） ◇均等割額（国民健康保険加入者数に応じて計算） ◇平等割額（一世帯当たり定額で計算）
保険税の軽減	世帯主とその世帯に属する国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度に移行した方の前年中の総所得金額が、一定額を超えない世帯について、国民健康保険税の均等割額と平等割額が定められた割合（7割・5割・2割）で軽減されます。
納める方法	◇普通徴収 納める回数は9回（7月～翌年3月までの毎月）で、次の納付方法があります。 ①納付書による納付：市役所・行政局、金融機関の他、コンビニ店舗やスマートフォン（PayB、LINE Pay、PayPay等）での納付が可能です。 ②口座振替による納付：お申込みは、通帳・届出印を持参し金融機関で行うか、キャッシュカード（※）を持参し保険課又は行政局住民福祉課窓口で行えます。（取扱い金融機関は15ページ参照） ◇特別徴収（年金からの天引き） 国民健康保険被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成される世帯の保険税は、原則として世帯主の年金からの天引きとなります。（特別徴収の対象となる年金の年額が18万円未満の方や、介護保険料と国民健康保険税を合わせた額がその年金額の2分の1を超える方、既に口座振替にて国保税を納付されている方については、納付書や口座振替による納付となります。）なお、特別徴収の対象となる方は、特別徴収から口座振替による納付に変更することができます。

※信用漁業協同組合は除きます。また、生体認証カード、ICチップのみのカード、代理人カード等ではお取り扱いできません。

## ■国民健康保険で受けられる給付

【取扱い窓口・問合せ先 [4・7ページ参照](#)】

◇本庁舎：保険課 庶務係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

国保に加入していると、次のようなときに、給付を受けることができます。

区分	内容
療養の給付	医療機関に保険証を提示して受けられる給付です。
入院時食事療養費・入院時生活療養費の支給	入院したときの食事の費用などについては、「療養の給付」とは、別の負担となります。住民税非課税世帯には、減額の制度もあります。
療養費	急病や緊急、その他やむを得ない理由で医療機関に保険証を提示できなかったときや、コルセットなどの補装具を購入したときに、申請して受けられる給付です。
高額療養費	1か月の自己負担が一定の額（自己負担限度額）を超えた場合、申請により払戻しを受ける制度です。所得や課税の状況などにより自己負担限度額が異なります。 ※あらかじめ市の窓口に「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付の申請をし、証を医療機関に提示すると、窓口での支払いが限度額までになります。 なお、交付については国保税を滞納していないことが要件となっています。
高額介護合算療養費	世帯内で国民健康保険・介護保険の両方からの給付を受け、双方の自己負担額の合計が限度額（年額）を超えた場合、申請により払戻しを受ける制度です。所得や課税の状況などにより、限度額（年額）が異なります。
出産育児一時金	国保に加入している人が出産したときに40万4000円（産科医療補償制度の対象となる出産の場合は1万6000円を加算）が世帯主に支給されます。（他の健康保険などからこれに相当する給付を受けるときは、支給できません。） ※国保から医療機関などに直接支払う「直接支払制度」が導入されています。
葬祭費	国保に加入している人が死亡したときに、葬祭を行った方に3万円が支給されます。（他の健康保険などからこれに相当する給付を受けるときは、支給できません。）
移送費	やむを得ない事情により、重病人の入院、転院などの移送にかかった費用を国の基準に基づいて支給します。

※国保の使えない診療もあります。

1. 病気とみなされないもの（正常な妊娠・お産・美容整形・歯列矯正・経済的な理由による妊娠中絶・健康診断・予防注射など）
2. 仕事上のけがや病気
3. 給付制限に当たる場合

◇故意又は自己の犯罪行為による病気やけが、◇けんかや泥酔などによる病気やけが、◇医師や保険者の指示に従わなかったとき

※交通事故など、第三者から受けた行為が原因でけがや病気になったときには、加害者が被害者の医療費を負担することが原則ですが、やむを得ない場合は、「第三者行為による傷病届」を提出いただいた上で、国保が一時的に立て替え、保険診療を受けることができます。その場合、後日、国保が負担した医療費を加害者に請求することになります。

# 緊急時や困ったとき

## 連絡所、休日・夜間の窓口

### ■連絡所の業務

連絡所では、次のような業務を取り扱っています。なお、連絡所によって取り扱う業務の内容が異なりますので、詳しくは、それぞれの窓口までお問い合わせください。

連絡所（問合せ先）	取扱い業務内容
上芳養連絡所 ☎ 0739-37-0001	◇戸籍謄・抄本等の発行、身分証明書の発行、住民票の発行
中芳養連絡所 ☎ 0739-22-1423	◇印鑑登録申請受付、印鑑登録証明書発行（印鑑登録証が必要）
芳養連絡所 ☎ 0739-22-1429	◇市民税・固定資産税・納税に関する証明の発行、名寄帳の閲覧
秋津川連絡所 ☎ 0739-36-0001	◇原付自転車のナンバーの受付及び廃車申請の受付等（芳養、新庄、長野を除く。）
上秋津連絡所 ☎ 0739-35-0004	
長野連絡所 ☎ 0739-34-0123	
三栖連絡所 ☎ 0739-34-0022	
新庄連絡所 ☎ 0739-22-1606	
近野連絡所 ☎ 0739-65-0003	◇戸籍謄・抄本等の発行、身分証明書の発行、住民票の発行 ◇印鑑登録申請受付、印鑑登録証明書発行（印鑑登録証が必要） ◇市民税・固定資産税・納税に関する証明の発行、名寄帳の閲覧 ◇国民健康保険に関する各種手続 ◇国民年金の被保険者関係届に関すること ◇その他、中辺路行政局との連絡に関すること
三川連絡所 ☎ 0739-62-0271 富里連絡所 ☎ 0739-63-0001	◇転居届、転出届、転入届の受付 ◇出生届、婚姻届、転籍届、死亡届の受付 ◇埋葬・火葬許可証の発行 ◇戸籍謄・抄本等の発行、身分証明書の発行、住民票の発行 ◇印鑑登録申請受付、印鑑登録証明書発行（印鑑登録証が必要） ◇市民税・固定資産税・納税に関する証明の発行、名寄帳の閲覧 ◇原付自転車のナンバーの受付及び廃車申請の受付等 ◇国民健康保険に関する各種手続 ◇国民年金の被保険者関係届に関すること ◇その他、大塔行政局との連絡に関すること

### ■休日・夜間の窓口

【取扱い窓口・問合せ先】

- ◇本庁舎宿直室（☎ 0739-22-5300） ◇龍神行政局宿直室（☎ 0739-78-0111）  
◇中辺路行政局宿直室（☎ 0739-64-0500） ◇大塔行政局宿直室（☎ 0739-48-0301）  
◇本宮行政局宿直室（☎ 0735-42-0070）

本庁舎や行政局では、休日や夜間などの業務時間外でも、次の業務の取扱いを行っています。

※休日とは、土日祝、12月29日～翌年の1月3日のことです。

取扱い業務の内容
◇出生届の受付 ◇死亡届の受付 ◇婚姻届の受付 ◇離婚届の受付 ◇埋葬・火葬許可申請書の受付及び許可証の交付 ※翌開庁日に担当課へ引き渡します。

※手続に必要な書類等については、11ページをご参照ください。

※毎週木曜日は、午後7時まで市役所本庁舎の窓口業務の一部を時間延長しています。（祝・年末年始を除く。）ただし、取り扱えない業務もありますので、事前に担当課まで電話等でご確認ください。

## 防災

### ■災害に対する備え

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7・8ページ参照】

◇本庁舎：防災まちづくり課 地域防災係 ◇田辺市消防本部 ◇行政局：総務課 総務係

災害はいつ起こるか分かりません。また、南海トラフを震源とする大地震が近い将来に発生することが予想されています。災害の発生そのものを防ぐことはできませんが、被害を最小限にとどめることはできます。そのためには、行政の対策とともに、「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という一人ひとりの自覚と災害に対する常日頃からの備えが大切です。家族で「地震や津波、土砂崩れや風水害が起きたらどうするのか」「避難場所はどこか」「緊急時の連絡方法はどうするのか」「非常持ち出し袋の用意はできているか」などについて、今一度話し合っておきましょう。

項目	内容
地震が起きたら	①何よりも大切なのは命。揺れを感じたら座布団などで頭部を保護しテーブルの下に潜るなどして、まず第一に身の安全を確保する。 ②避難に備え、ドアや窓などを開けて出口を確保しておく。 ③強い揺れが収まったら、素早く、確実にコンロやストーブ等の火の始末をする。また、避難時にはブレーカーを切る。 ④火が出たら、隣近所にも協力を求め初期消火に努める。 ⑤慌てて外に飛び出さない。避難時は落下物等に注意し、周囲の状況をよく確かめ、落ち着いて行動する。 ⑥屋外では、瓦などの落下物を避けるため軒下から離れる。また、狭い路地やブロック塀、自動販売機等は倒れてくる可能性があるので近づかない。 ⑦避難は原則徒歩でするとともに、可能な限り高齢者や障害者の避難の手助けをする。 ⑧防災行政無線やテレビ・ラジオなどで正しい情報を入手する。
津波への注意	①小さな揺れでも大津波の危険性があります。大きな揺れや長い揺れを感じたら、防災行政無線などの指示を待つことなく、直ちに高台へ避難する。 ②海岸から「より遠くへ」ではなく、「より高い」場所へ避難する。 ③津波は2回、3回と繰り返し襲ってきます。「警報等」が解除されるまで、避難所など安全な場所にとどまる。また、河川を遡ってくるので、河川にも近づかないようにする。 ④震源付近の地形によっては、引き波が起らない津波もあるので注意する。
土砂崩れへの注意	集中豪雨、長雨及び大きな地震の際には、山地では、落石に注意し、急傾斜地など危険な場所からできるだけ遠ざかる。また、地盤が緩み、崩れやすくなっている可能性があるので、崖や急傾斜地には近づかないようにする。
防災行政無線	気象情報や避難情報などの緊急情報を防災行政無線でお知らせすることとしています。チャイムやサイレンが鳴ったときには、窓を開けるなど少しでも聴きやすくしてください。
防災・行政メール	防災行政無線は、場合によっては災害情報等が伝わりにくことがあります。それを補完する形で、防災・行政メール（登録制）の配信を行っています。登録については、右記のQRコード又は下記のホームページアドレスから行ってください。 <a href="http://bousaigyousei.aamail.aikis.jp">http://bousaigyousei.aamail.aikis.jp</a> なお、火災放送、一般行政放送等の放送の一部は配信されません。
防災・行政	テレフォンガイドについては、気象警報等の防災無線放送が聞き取れなかった場合などに活用ください。フリーダイヤルのため通話料金はかかりません。なお、各種行事等の放送の一部は案内されません。
津波一時避難場所	津波一時避難場所とは、津波から身を守るために一時的に避難する高台や避難ビルなどのことです。
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難する施設になります。この施設は土砂災害や洪水、地震等といった災害に対して安全な施設を指定していますので、詳しい内容は市ホームページ等でご確認ください。また、いざというときに備えて、お近くの指定緊急避難場所を確認しておいてください。（23・24ページ参照）
指定避難場所	指定避難所とは、災害により自宅で生活できなくなった方が一時的に滞在する施設になります。
災害用備蓄品	地震などが発生すると、普段通りの生活ができなくなることが考えられます。水、食料など数日間生活できるだけの備蓄品を備えておきましょう。